

【震災復旧・復興に関する地区説明会（鶴ヶ丘東地区）】

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※：補足事項

○被災宅地等復旧支援事業について、自治体によって補助対象が異なる。地盤改良が補助対象となるか明確になっていることがあれば教えてほしい。

●補助対象の詳細については、明日以降、日中にお問い合わせください。

※対象となるかについて、工事内容等により判断しますので、相談窓口で対応させていただきます。

○地盤改良事業は個別で対応することとなるのか、もしくはブロック単位で事業をすることとなるのか。自身の敷地だけでなく隣接道路も含めて地盤改良が必要ではないか。

●（道路などの）公共施設と一体となった国庫補助事業があるが、3,000㎡の面積要件がある。また事業の実施には住民合意が必要となり、時間を要することから、個別で復旧することができる被災宅地復旧支援事業について説明をさせていただいた。国庫補助事業については10月中の国の調査結果を受け、今後みなさんの意向確認を行っていききたい。

○半壊や準半壊等があるが、その境目はなにか。複数回申請すると準半壊から半壊になったとの話をよく聞く。保険会社の判定とも異なる。罹災証明の基準が分からない。

●半壊と準半壊の違いは、（建物の損壊程度で区分されており、）一次調査は外観、二次調査は自宅内に入り外壁内壁などの詳細を内閣府の定める判定基準に沿って調査した結果であり、外観では分からない箇所について（二次調査で）判定が変わることもある。なお、保険会社の（保険金の支払いに用いる）判定基準については、内閣府の判定基準とは異なるため、罹災証明書の判定と異なることもある。

○先日、電柱の復旧のために北陸電力の重機が入った際に道路が陥没した。小さな道路であるが液状化の対策をしてもらえるのか。また、雨が降ると道路が水路となり、宅地内に水が入ってくる。これから台風等が発生し、水害が発生する前に早急に対応してほしい。

●道路の舗装については応急復旧の中で来月上旬までに対応したいが、側溝については、国の災害査定等を受け、本復旧する際の修復となる。軽減するための排水対策は今後検討し対応していきたい。

○義援金について、半壊で解体すると、義援金は全壊扱いとなるのか。また、自宅は建て替えの予定であり、合計300万円の支援金があるとのことだが、この金額は東日本大震災や熊本地震と同額であり、物価高の現状では割が合わない。羽咋市と宝達志水町では独自で上乗せ100万円と聞いたが、内灘町はどう考えているのか。

●被災者生活再建支援制度の中で、半壊以上で解体すると解体世帯とみなされ、全壊と同様の扱いとなり、義援金も併せて上乗せされる。また、義援金以外では、町独自の制度として生活再建特別給付金を設けている。準半壊以上に5万円、一部損壊は2万円を支給している。

○液状化被害が深刻な地区においても、新しい家は被害がないように見えたが、その理由を教えてください。住宅再建時の参考にしたい。

●新しい家屋は耐震など、様々な技術が施されて建築していることが予想される。

○液状化対策について、10月以降に結果が提供されるとのことだが、公費解体の締切は11月末である。短期間で決められない。（公費解体の期限について）町はどのように考えているのか。

●公費解体は（県で定められた完了目標に合わせた申請期限としており）町独自では対応できないため、県にしっかりと申し立てていきたい。申請状況も踏まえ、申請期限の延長を検討していきたいが、公費解体は国の支援がないと難しい。現時点では来年10月までには解体を完了させる必要がある。

○白帆台以北を整備するなど、内灘町として、どのような選択案を考えているのか教えてください。

●白帆台以北については、どの規模で整備すれば良いか意向調査で明確にしていきたい。県には要望を出している。

○ホームページだけでなく、LINEなどでも被災者対応の情報提供を期待している。

●今後も情報提供等を行っていきたい。今回の説明会資料やご意見の概要もHPに掲載していく。

○傾いた宅地の修復について補助申請はいつからか。家が子の名義に変わっているが、その場合は誰に補助金が支払われるのか。

●被災宅地等復旧支援事業については、申請者は居住者ではなく、宅地の所有者、管理者または占有者となる。支援制度についての申請窓口・相談（予約制）を9月2日から開設する。8月26日から電話予約を開始する。

○傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっているが、いずれかの補助を選択とは、どういう意味か。

●被災宅地復旧支援事業は、住宅が傾き基礎も傾斜している場合に、耐震診断不要で制度が利用でき、住宅耐震化促進事業においては、耐震診断を行った上で、評点1.0未満を1.0以上とすることに加え、住宅が傾斜していた場合に住宅傾斜対策も合わせて実施できるものである。傾斜修復にかかる工事部分についてはいずれかの補助を選択必要があるということである。

○被災宅地等復旧支援事業について、復旧する場合は1,200万円が出るが、新築の場合の支援について。

●新築の場合は、被災者生活再建支援金での支援がある。また、半壊以上の場合に公費解体の支援がある。

○被災6市町と言われているがなぜ内灘が入らないのか。

●機会があるたびに国や県に訴えている。引き続き、訴えていきたい。

○液状化について、地盤改良工法と地下水位低下工法のいずれかを選んでいくように捉えたが、どちらも必要な対策なのではないか。今後も安心して過ごすために公共側の工事も進めてほしい。

●大きくこの2通りが考えられると国から聞いている。両工法とも3,000㎡以上の面的整備が国庫補助要件とあり、地権者の合意が必要である。どちらについても公共事業として行うもの。

○事業を営んでいる。倉庫は全壊、会社も大規模半壊であり、雨が降る度に会社に水が入ってくる状況である。被災証明が出るが、何も支援がない状態である。地盤改良は住宅が建っていない土地も対象になるのか。最低限の対応はしたが、町で地盤改良を行うのならば、手を付けずに待っていればいいのか。

●国から示される事業実施区域や工法を踏まえ、被災地区の対応を考えていきたいが、皆さんの合意があれば、宅地であるかに関わらず公共施設と一体的に整備することができる可能性はある。過去の事例では合意が得られず、国庫補助に至らなかったケースもあり、住民合意を得ることがポイントになるので、10月の調査結果が示された段階で改めて説明したい。

○町民の意見や合意という言葉が使われているが、いつ、どういう形で合意を取るのか。説明会もこれまでに2回しか開催されていない。

●国の調査結果が10月中に出され、それを踏まえて工法等に対する合意形成の準備を進める予定であり、改めて住民説明会を開催したい。
